

# 年金払い退職給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」を送付します

「年金払い退職給付」は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料（掛金）で積み立てるしくみとなっていますが、この原資のことを「給付算定基礎額」といいます。

そこで、3月末現在の「給付算定基礎額」の残高をお知らせするため、「給付算定基礎額残高通知書」を送付します。

なお、年金払い退職給付は平成27年10月に創設されたため、今回送付する通知書は、平成27年10月から平成28年3月までの半年間に積み立てた残高をお知らせします。

## ●送付対象者および送付時期

### ①組合員

毎年5月に送付予定

### ②組合員であった方で年金払い退職給付の受給権が発生していない方

節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）の5月に送付予定

※退職時にも、退職時点での残高をお知らせします。

## ●送付方法

対象者のご自宅へ郵送いたします。